

○旅館営業者に対する行政処分等の措置について

昭和47年3月13日

佐警本例規（防）第6号

改正 平成28年3月佐本務発第252号

みだしのことについては、昭和32年11月28日付佐本防第444号例規に基づいて措置されているところであるが、その後関係諸法令が改廃されるなど実情に合わない面が生じたことに伴い、これらの点を検討整備するとともに県主務課との協定事項についても若干の変更を行ったので、取締りならびに行政処分等の措置については遺憾なきを期せられたい。

なお、旅館営業者の行政処分の措置その他連絡事項等に関する県主務課との協定について（昭和32年11月28日佐本防第444号例規）は廃止する。

記

1 行政処分の事由および措置要領

警察署長は、犯罪捜査の結果、旅館営業者の行政処分事由に該当する事犯等を認知したときは、その都度次の要領によって警察本部長に書面報告すること。

(1) 行政処分事由となるもの

ア 営業者が旅館業法または同法に基づく処分に違反したとき。

イ 営業者が法人である場合、その法人の業務を行なう役員が人的欠格事項に該当するに至ったとき。

ウ 営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人、その他従業員が、当該営業に関し、次に掲げる法律に規定する罪を犯したとき。

（ア） 刑法第174条（公然わいせつ）、第175条（わいせつ物頒布等）又は第182条（淫行勧誘）

（イ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（同法第2条第4項の接待飲食等営業及び同条第11項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）

（ウ） 売春防止法第2章

（エ） 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2章

(2) 報告事項

ア 罪種別

イ 検挙年月日

ウ 送致年月日

エ 被処分者の本籍、住所、営業所、職業（屋号）、許可番号、氏名、生年月日（年齢）

オ 処分を必要とする具体的事由

カ 疎明資料（関係者の供述調書および報告書の写）

キ 情状意見

2 県主務課との協定事項等

(1) 知事に対する通報事項

警察本部長が当該旅館営業者の行政処分を必要と認めて知事に通報する場合は、1の(2)の要領によるものとする。

(2) 聴聞への立会

被処分者の聴聞には、被処分者の違反事実および情状等について疑義が生じた場合における説明のため、警察本部主務課長を立ち合わせるものとする。